

# 沖合底びき網漁業に係る漁獲物等の陸揚港の選定につき告示する件

昭和42年3月31日  
農林水産省告示第482号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第十九条第一項の規定に基づき、沖合底びき網漁業に係る漁獲物等の陸揚港の選定につき次のように告示する。

- 1 沖合底びき網漁業につき漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三十六条第一項の許可を受けた者は、次に掲げる港のうちから六港以内を当該漁業に係る漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十四条第一項の漁獲物等の陸揚港として選定しなければならない。

都道府県名	港名
北海道	稚内港、留萌港、増毛港、小樽港、追直港、苫小牧港、浦河港、様似港、十勝港、釧路港、厚岸港、根室港、ウトロ港、網走港、能取港、常呂港、紋別港、沙留港、元稲府港、枝幸港、杓形港、鴛泊港
青森県	深浦港、鱒ヶ沢港、青森港、大畑港、八戸港
岩手県	八木港、久慈港、宮古港、山田港、大槌港、釜石港、大船渡港、広田港
宮城県	気仙沼港、志津川港、女川港、渡波港、石巻港、仙台塩釜港、閑上港、荒浜港
福島県	相馬港、四倉港、久之浜港、江名港、中之作港、小名浜港、松川浦港
茨城県	平潟港、大津港、久慈港、那珂湊港、波崎港
千葉県	銚子港
東京都	波浮港
静岡県	清水港、焼津港
愛知県	三谷港、形原港、知柄港、名古屋港、三河港
三重県	鳥羽港、波切港、浜島港、長島港、尾鷲港
和歌山県	勝浦港、串本港、田辺港、湯浅広港、和歌浦港
徳島県	由岐港、日和佐港、牟岐港
高知県	甲浦港、高知港、須崎港
愛媛県	八幡浜港、宇和島港、深浦港

大分県	別府港、大分港、臼杵港、佐伯港、蒲江港
宮崎県	土々呂港、細島港、油津港
鹿児島県	志布志港、内之浦港、山川港
秋田県	岩館港、八森港、能代港、椿港(船川港)、船川港、秋田港、金浦港、象潟港
山形県	酒田港
新潟県	岩船港、新潟港、両津港
富山県	黒部港、魚津港、伏木富山港、四方港、新湊港、氷見港
石川県	七尾港、宇出津港、小木港、蛸島港、輪島港、鹿磯港、富来港、福浦港、滝港、金沢港、橋立港
福井県	福井港、敦賀港、小浜港、越前港
京都府	舞鶴港、宮津港、間人港、浅茂川港
兵庫県	津居山港、竹野港、柴山港、香住港、浜坂港、諸寄港、居組港
鳥取県	東港、田後港、網代港、鳥取港、赤碕港、米子港
鳥取県 島根県	境港
島根県	加賀港、恵曇港、十六島港、宇龍港、大社港、仁万港、温泉津港、浜田港、西郷港、浦郷港、七類港、和江港
山口県	萩港、仙崎港、特牛港、下関港
福岡県	博多港
佐賀県	唐津港、伊万里港
長崎県	佐世保港

2 前項の規定にかかわらず、北緯三十四度三十四分四十一秒東経百二十九度二分四十二秒の点から北緯三十二度三十分十二秒東経百二十六度五十九分五十三秒の点に至る線、北緯三十三度九分二十七秒の線、東経百二十八度二十九分五十二秒の線及び東経百二十七度五十九分五十二秒の線により囲まれた海域を操業区域とする沖合底びき網漁業につき漁業法第三十六条第一項の許可を受けた者であつて、当該許可に係る船舶につき、以西底びき網漁業につき同項の許可を受けているものは、平成十四年七月二十五日農林水産省告示第千三百八号(以西底びき網漁業に係る漁獲物等の陸揚港を指定する等の件)第一項に掲げる港のうちから三港以内を当該海域において採捕された漁獲物又はその製品の前項の陸揚港として選定しなければならない。

改正文 (平成四年七月一五日農林水産省告示第七九〇号) 抄  
平成四年八月一日から施行する。

改正文（平成九年四月一四日農林水産省告示第五八六号）抄  
平成九年八月一日から施行する。

改正文（平成一一年一月二一日農林水産省告示第七七号）抄  
漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の効力発生の日から施行する。

（効力発生の日＝平成一一年一月二二日）

改正文（平成一四年七月二五日農林水産省告示第一三〇七号）抄  
平成十四年八月一日から施行する。

改正文（平成一四年七月二五日農林水産省告示第一三〇八号）抄  
平成十四年八月一日から施行する。

改正文（平成一九年七月二五日農林水産省告示第九六一号）抄  
平成十九年八月一日から施行する。

改正文（平成二二年九月一七日農林水産省告示第一五八七号）抄  
公布の日から施行する。

改正文（令和二年七月三〇日農林水産省告示第一四六四号）抄  
公布の日から施行する。

附 則（令和二年一月一六日農林水産省告示第二二二六号）抄

- 1 この告示は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。